

〇〇〇〇〇会規約(会則)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「〇〇〇の会」と称し、事務所(連絡場所)を新宿区〇〇〇(町名
〔例西新宿〕)〇丁目〇番〇号方におく。

(目的)

第2条 この会は、主として〇〇〇(〔例〕西新宿)地区における〇〇〇(会の目的、
趣旨等の文言)を通じて、会員相互の親睦及び会の向上発展を期することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2)〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (具体的な事業)
- (3)〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する者であつて、かつ前条の事業に参加できる者をもって構成する。
2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。
3 入会及び退会は自由にできる。(必ず明記してください)

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 〇名
 - (4) 会計監査 〇名
- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
4 会計は、会の経理を処理する。
5 会計監事は、会計を監査する。
6 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第6条 この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
2 会費は、会員1名につき月額(年額)〇〇円とし、〇ヶ月毎に(毎年)一括納入(前納)するものとする。
3 会計年度は、平成〇〇年〇月1日から翌年〇月末日までとする。

(会議)

第7条 会長は、この会を運営するため、次の会議を招集する。

- (1) 総会 毎会計年度1回以上
 - (2) 役員会 随時
- 2 総会または役員会は、会員又は役員〇分の〇以上(過半数)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
3 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 役員を選出
(4) 規約(会則)の改正

(補則)

第8条 この規約(会則)に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決する。

附 則

この規約(会則)は、平成〇年〇月〇日から施行する (必ず明記してください)